

京 都 大 学 安 全 衛 生 管 理 規 程 新 旧 対 照 表

改 正 前	改 正 後
<p>(前 略)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>(1)～(6)</p> <p>(7) 部局 各研究科等(各研究科、各附置研究所、附属図書館、医学部附属病院及び各センター等(国立大学法人京都大学の組織に関する規程(平成16年達示第1号。以下この号において「組織規程」という。)第3章第7節から第11節までに定める施設等をいう。)をいい、組織規程第53条第1項の事務組織を含む。)及び本部の事務組織(組織規程第52条第1項に定めるものを1単位とするものをいう。第7条において同じ。)をいう。</p> <p>(中 略)</p> <p>第2章 安全衛生管理体制 (統括等)</p> <p>第5条 総長は、本学における安全衛生管理に関し、統括する。</p> <p>2 安全管理担当の理事は、本学における安全衛生管理に関し、総長の業務を分担管理する。</p> <p>3 保健管理センター所長は、本学における安全衛生管理のうち、教職員等の健康管理に係る業務を行う。</p> <p>(環境・安全・衛生委員会)</p> <p>第6条 本学に、教職員等の安全保持、保健衛生及び環境保全に関する重要事項を調査審議するため、環境・安全・衛生委員会を置く。</p> <p>2 環境・安全・衛生委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、<u>京都大学環境・安全・衛生委員会規程(平成16年達示第67号)</u>の定めるところによる。</p> <p>(中 略)</p> <p>(部局の安全衛生管理)</p> <p>第7条 部局の長(本部の事務組織にあつては、総務担当の理事。以下同じ。)は、当該部局における安全衛生管理に関し、総括する。</p> <p>(中 略)</p> <p>(総括安全衛生管理者の職務)</p> <p>第10条 総括安全衛生管理者は、次条に定める衛生管理者等を指揮するとともに、当該事業場における次の各号に掲げる事項を統括管理する。</p> <p>(1) 教職員の危険又は健康障害を防止するための措置に関すること。</p> <p>(2) 教職員の安全又は衛生のための教育の実施に関すること。</p> <p>(3) 教職員の健康診断の実施その他健康の保持増進のための措置に関すること。</p> <p>(4) 労働災害の原因の調査及び再発防止対策に関すること。</p> <p>(5) その他教職員の安全及び衛生に関すること。</p> <p>(衛生管理者等)</p> <p>第11条 本学に、安衛法第12条又は第12条の2に定めるところにより、前条各号の業務のうち、衛生に係る技術的事項を管理させるため、事業場ごとに衛生管理者を置く。ただし、<u>大津事業場</u>にあつては、衛生管理者に代えて衛生推進者を置くことができる。</p>	<p>(前 略)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>(1)～(6)</p> <p>(7) 部局 各研究科等(各研究科、各附置研究所、附属図書館、医学部附属病院及び各センター等(国立大学法人京都大学の組織に関する規程(平成16年達示第1号。以下この号において「組織規程」という。)第3章第7節から第11節までに定める施設等をいう。)をいい、組織規程第53条第1項の事務組織を含む。)及び<u>事務本部</u>をいう。</p> <p>第2章 安全衛生管理体制 (統括等)</p> <p>第5条 総長は、本学における安全衛生管理に関し、統括する。</p> <p>2 <u>環境安全保健機構長(以下「機構長」という。)</u>は、本学における安全衛生管理に関し、総長の業務を分担管理する。</p> <p>(環境安全保健委員会)</p> <p>第6条 本学に、教職員等の安全保持、保健衛生及び環境保全に関する重要事項を調査審議するため、<u>環境安全保健委員会</u>を置く。</p> <p>2 <u>環境安全保健委員会</u>の組織及び運営に関し必要な事項は、<u>京都大学環境安全保健委員会規程(平成16年達示第67号)</u>の定めるところによる。</p> <p>(部局の安全衛生管理)</p> <p>第7条 部局の長(<u>事務本部</u>にあつては、総務担当の理事。以下同じ。)は、当該部局における安全衛生管理に関し、総括する。</p> <p>(総括安全衛生管理者の職務)</p> <p>第10条 総括安全衛生管理者は、次条に定める衛生管理者等を指揮するとともに、当該事業場における次の各号に掲げる事項を統括管理する。</p> <p>(1)</p> <p>(2)</p> <p>(3) (同 左)</p> <p>(4)</p> <p>(5)</p> <p>(衛生管理者)</p> <p>第11条 本学に、安衛法第12条又は第12条の2に定めるところにより、前条各号の業務のうち、次の各号に掲げる事項を管理させるため、事業場ごとに衛生管理者を置く。</p> <p>(1) <u>健康に異常のある者の発見及び措置に関すること。</u></p> <p>(2) <u>作業環境の衛生上の調査に関すること。</u></p> <p>(3) <u>作業条件、施設等衛生上の改善に関すること。</u></p> <p>(4) <u>労働衛生保護具、救急用具等の点検及び整</u></p>

改 正 前	改 正 後
<p>2 衛生管理者は当該事業場に所属する教職員で、都道府県労働局長の免許を受けた者又は労働安全衛生規則(昭和47年労働省令第32号。以下「安衛則」という。)第10条の資格を有する者のうちから、<u>衛生推進者は安衛則第12条の3の能力を有すると認められる者のうちから、総長が選任する。</u></p> <p>3 <u>各事業場ごとに選任する衛生管理者又は衛生推進者(以下「衛生管理者等」という。)の数は、別表第1に掲げるとおりとする。</u> (衛生管理者等の定期巡視)</p> <p>第12条 衛生管理者等は、少なくとも毎週1回作業場等を巡視し、設備、作業方法又は衛生状態に有害のおそれのあるときは、直ちに、教職員の健康障害を防止するために必要な措置を講じなければならない。</p> <p>第13条 (略) (産業医の職務)</p> <p>第14条 産業医の職務は、次の各号に掲げる事項とする。 (1) 健康診断の実施及びその結果に基づく教職員の健康を保持するための措置に関すること。 (2) 作業環境の維持管理に関すること。 (3) 作業の管理に関すること。 (4) 健康教育及び衛生教育に関すること。 (5) 教職員の健康障害の原因の調査及び再発防止のための措置に関すること。 (6) その他教職員の健康の保持増進に関すること。</p> <p>2 産業医は、前項各号に掲げる事項について、総長、部局の長若しくは総括安全衛生管理者に対して勧告し、又は衛生管理者等に対して指導若しくは助言することができる。</p> <p>3 (略) (産業医の定期巡視)</p> <p>第15条 (略) (学校医)</p> <p>第16条 本学に、学生の保健管理に関する専門的事項に関し、技術及び指導に従事させるため、学校医を置く。</p> <p>2 学校医は、<u>保健管理センター</u>の教員をもって充てる。 (学校医の職務)</p> <p>第17条 学校医の職務は、次の各号に掲げる事項とする。 (1) 学校保健法第2条に定める学校保健安全計画の立案及び実施に関すること。 (2) 環境衛生の維持及び改善に係る指導及び助言に関すること。 (3) 健康診断の実施及びその結果に基づく学生の健康を保持するための措置に関すること。 (4) 疾病の予防処置及び保健指導に関すること。</p>	<p><u>備に関すること。</u></p> <p>(5) <u>衛生教育、健康相談その他教職員の健康保持に必要な事項に関すること。</u></p> <p>(6) <u>教職員の負傷および疾病、それによる死亡、欠勤及び異動に関する統計の作成に関すること。</u></p> <p>(7) <u>衛生日誌の記載等職務上の記録の整備に関すること。</u></p> <p>(8) <u>前各号に掲げるもののほか、衛生に関すること。</u></p> <p>2 衛生管理者は当該事業場に所属する教職員で、都道府県労働局長の免許を受けた者又は労働安全衛生規則(昭和47年労働省令第32号。以下「安衛則」という。)第10条の資格を有する者のうちから<u>総長が、各事業場における部局ごとに選任し、その数は、別表第1に掲げるとおりとする。</u></p> <p>3 <u>衛生管理者は、衛生に関する措置をなし得る権限を有する。</u> (衛生管理者の定期巡視)</p> <p>第12条 衛生管理者は、少なくとも毎週1回作業場等を巡視し、設備、作業方法又は衛生状態に有害のおそれのあるときは、直ちに、教職員の健康障害を防止するために必要な措置を講じなければならない。</p> <p>第13条 (同 左) (産業医の職務)</p> <p>第14条 (1) } (同 左) (2) } (3) } (4) } (5) } (6) }</p> <p>2 産業医は、前項各号に掲げる事項について、総長、部局の長若しくは総括安全衛生管理者に対して勧告し、又は衛生管理者に対して指導若しくは助言することができる。</p> <p>3 (同 左) (産業医の定期巡視)</p> <p>第15条 (同 左) (学校医)</p> <p>第16条 (同 左)</p> <p>2 学校医は、<u>環境安全保健機構</u>の教員をもって充てる。 (学校医の職務)</p> <p>第17条 (1) } (同 左) (2) } (3) } (4) }</p>

改 正 前	改 正 後
<p>(5) 健康相談に関すること。 (6) 救急処置に関すること。 (7) その他学生の保健管理に関する専門的事項に関すること。</p> <p>2 学校医は、前項の職務に従事したときは、学校医執務記録簿を作成し、<u>保健管理センター所長</u>に提出するものとする。 (中 略) (事業場委員会の構成)</p> <p>第 2 1 条 事業場委員会は、当該事業場に所属する次の各号に掲げる委員で組織する。 (1) 総括安全衛生管理者 (2) 衛生管理者等 若干名 (3) 産業医 若干名 (4) 部局の安全衛生管理担当者 若干名 (5) 安全衛生に関し知識及び経験を有する者のうちから総長が指名した者 若干名</p> <p>2～4 (略) (中 略)</p> <p>第 3 章 安全衛生管理 (危険を防止するための措置)</p> <p>第 2 5 条 本学は、次の各号に掲げる危険から教職員等の労働災害等を防止するため、必要な措置を講じる。 (1) 機械又は器具その他の設備による危険 (2) 爆発性の物、発火性の物又は引火性の物等による危険 (3) 電気、熱その他のエネルギーによる危険 (4) 掘削、採石等の業務における作業方法から生じる危険 (5) 墜落するおそれのある場所又は土砂等が崩壊するおそれのある場所等に係る危険 (6) その他作業場等において教職員等が危害を受けるおそれのある危険 (健康障害を防止するための措置)</p> <p>第 2 6 条 本学は、次の各号に掲げる健康障害を防止するため、必要な措置を講じる。 (1) 原材料、ガス、蒸気、粉じん、酸素欠乏空気、病原体等による健康障害 (2) 放射線、高温、低温、超音波、騒音、振動、異常気圧等による健康障害 (3) 計器監視、精密工作等の作業による健康障害 (4) 排気、排液又は残さい物による健康障害 (5) その他作業場において教職員等が被るおそれのある健康障害 (安全衛生の確保等)</p> <p>第 2 7 条 本学は、教職員等が就業又は修学する建物その他の場所について、通路、床面、階段等の保全並びに換気、採光、照明、保温、防湿、防音、休養、避難及び清潔に必要な措置を講じる。 (緊急事態に対する措置)</p> <p>第 2 8 条 本学は、教職員等に対する労働災害等が発生する危険が急迫したときは、当該危険に係る場所及び教職員等の業務等の性質等を考慮して、業務等の中断又は教職員等の退避等の適切な措置を講じる。</p> <p>第 2 9 条 第 2 5 条から前条までの措置に関し必</p>	<p>(5) } (6) } (同 左) (7) }</p> <p>2 学校医は、前項の職務に従事したときは、学校医執務記録簿を作成し、<u>機構長</u>に提出するものとする。 (事業場委員会の構成)</p> <p>第 2 1 条 } (1) } (同 左) (2) 衛生管理者 若干名 (3) } (4) } (5) } (同 左)</p> <p>2～4 }</p> <p>(総括安全衛生管理者会議) 第 2 5 条 本学に安全衛生管理に関する事業場間の連絡調整を行うため、各事業場の総括安全衛生管理者を構成員とする、総括安全衛生管理者会議を置く。 第 3 章 安全衛生管理 (危険を防止するための措置)</p> <p>第 2 6 条 } (1) } (2) } (同 左) (3) } (4) } (5) } (6) }</p> <p>(健康障害を防止するための措置)</p> <p>第 2 7 条 } (1) } (2) } (同 左) (3) } (4) } (5) }</p> <p>(安全衛生の確保等) 第 2 8 条 } (同 左)</p> <p>(緊急事態に対する措置) 第 2 9 条 } (同 左)</p> <p>第 3 0 条 第 2 6 条から前条までの措置に関し必</p>

改 正 前	改 正 後
<p>要な事項は、総長が別に定める。 (安全衛生基準の作成)</p> <p>第30条 総括安全衛生管理者は、当該事業場における業務又は作業ごとに必要な安全衛生に関する基準を作成し、当該事業場に所属する教職員に周知するとともに、衛生管理者に必要な指導を行うよう指示するものとする。</p> <p>2 安全衛生基準に関し必要な事項は、別に定める。</p> <p>第4章 健康管理 (作業環境測定)</p> <p>第31条 (略) (健康診断の種類)</p> <p>第32条 本学は、教職員等の健康を管理するため、次の各号に掲げる健康診断を行う。</p> <p>(1) 雇入時健康診断 (2) 一般定期健康診断 (3) 特定業務従事者の健康診断 (4) 海外派遣教職員の健康診断 (5) 学生の健康診断</p> <p>2 前項第1号の健康診断は、教職員(1週間の勤務時間が30時間未満の時間雇用教職員及び雇用予定期間が1年未満の者(保健管理センター所長が別に定める者を除く。))として採用されたときに行うものとする。</p> <p>3 第1項第2号の健康診断は、1年以内ごとに1回、教職員に対して定期的に行うものとする。</p> <p>4 第1項第3号の健康診断は、教職員が衛生上有害な業務に従事するとき行うものとする。</p> <p>5 第1項第4号の健康診断は、教職員が海外派遣研修等で、6月以上の海外生活を予定して出張するとき又は6月以上の海外生活を終了して帰国したときに行うものとする。</p> <p>6 第1項第5号の健康診断は、毎学年6月30日までに、学生に対して行うものとする。</p> <p>7 第1項に掲げるもののほか、必要に応じて教職員等の全部又は一部に対して健康診断を行う。 (健康診断の項目)</p> <p>第33条 健康診断の項目は、安衛則第43条から第45条の2まで及び学校保健法施行規則(昭和33年文部省令第18号)第4条の規定によるほか、保健管理センター所長が、別に定める。</p> <p>第34条 前2条に定めるもののほか、健康診断の実施に関し必要な事項は保健管理センター所長が、別に定める。 (健康診断受診の義務)</p> <p>第35条 教職員等は、指定された期日又は期間内に、第32条第1項に定める健康診断を受けなければならない。</p> <p>2 第32条第1項第1号から第4号までに掲げる健康診断を受けることを希望しない者は、他の医療機関における健康診断に代えることができる。この場合においては、その結果を証明する書面を速やかに保健管理センター所長に提出しなければならない。 (健康記録の管理)</p> <p>第36条 保健管理センター所長は、健康診断の結果、指導区分及び事後措置の内容その他健康管理上必要と認められる事項について、教職員等ごとに記録を作成し、これを5年間保管しなければならない。</p>	<p>要な事項は、総長が別に定める。 (安全衛生基準の作成)</p> <p>第31条</p> <p>(同 左)</p> <p>2 第4章 健康管理 (作業環境測定)</p> <p>第32条 (同 左) (健康診断の種類)</p> <p>第33条</p> <p>(1) (2) (3) (4) (5)</p> <p>(同 左)</p> <p>2 前項第1号の健康診断は、教職員(1週間の勤務時間が30時間未満の時間雇用教職員及び雇用予定期間が1年未満の者(機構長が別に定める者を除く。))として採用されたときに行うものとする。</p> <p>3</p> <p>4</p> <p>5</p> <p>(同 左)</p> <p>6</p> <p>7</p> <p>(健康診断の項目)</p> <p>第34条 健康診断の項目は、安衛則第43条から第45条の2まで及び学校保健法施行規則(昭和33年文部省令第18号)第4条の規定によるほか、機構長が、別に定める。</p> <p>第35条 前2条に定めるもののほか、健康診断の実施に関し必要な事項は機構長が、別に定める。 (健康診断受診の義務)</p> <p>第36条 (同 左)</p> <p>2 第33条第1項第1号から第4号までに掲げる健康診断を受けることを希望しない者は、他の医療機関における健康診断に代えることができる。この場合においては、その結果を証明する書面を速やかに機構長に提出しなければならない。 (健康記録の管理)</p> <p>第37条 機構長は、健康診断の結果、指導区分及び事後措置の内容その他健康管理上必要と認められる事項について、教職員等ごとに記録を作成し、これを5年間保管しなければならない。</p>

改 正 前	改 正 後																																										
<p>(健康診断の結果通知) 第37条 保健管理センター所長は、健康診断を受けた教職員等に対し、当該健康診断の結果を通知するとともに、その結果に基づき、疾病の予防処置を行い、又は治療を指示する等適切な措置をとらなければならない。</p> <p>(保健調査) 第38条 保健管理センター所長は、第32条第1項第5号の健康診断を的確かつ円滑に実施するため、当該健康診断を行うに当たって、あらかじめ学生の健康状態等に関する調査を行うものとする。</p> <p>(就業及び修学の禁止及び制限) 第39条 (略)</p> <p>第5章 雑則 (秘密の保持) 第40条 (略)</p> <p>(準用) 第41条 第10条及び第30条の規定は、学生に係る部局の長の職務に準用する。この場合において、第10条の規定中「総括安全衛生管理者」とあるのは「部局の長」に、「衛生管理者等を指揮するとともに、当該事業場」とあるのは「当該部局」に、「教職員」とあるのは「学生」に、第30条第1項の規定中「総括安全衛生管理者」とあるのは「部局の長」に、「当該事業場」とあるのは「当該部局」に、「教職員」とあるのは「学生」に読み替えるものとする。</p> <p>(その他) 第42条 (略)</p>	<p>(健康診断の結果通知) 第38条 機構長は、健康診断を受けた教職員等に対し、当該健康診断の結果を通知するとともに、その結果に基づき、疾病の予防処置を行い、又は治療を指示する等適切な措置をとらなければならない。</p> <p>(保健調査) 第39条 機構長は、第33条第1項第5号の健康診断を的確かつ円滑に実施するため、当該健康診断を行うに当たって、あらかじめ学生の健康状態等に関する調査を行うものとする。</p> <p>(就業及び修学の禁止及び制限) 第40条 (同 左)</p> <p>第5章 雑則 (秘密の保持) 第41条 (同 左)</p> <p>(準用) 第42条 第10条及び第31条の規定は、学生に係る部局の長の職務に準用する。この場合において、第10条の規定中「総括安全衛生管理者」とあるのは「部局の長」に、「衛生管理者等を指揮するとともに、当該事業場」とあるのは「当該部局」に、「教職員」とあるのは「学生」に、第31条第1項の規定中「総括安全衛生管理者」とあるのは「部局の長」に、「当該事業場」とあるのは「当該部局」に、「教職員」とあるのは「学生」に読み替えるものとする。</p> <p>(その他) 第43条 (同 左)</p> <p>附 則 この規程は、平成23年4月1日から施行する。</p>																																										
<p>別表第1 (第11条関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業場の区分</th> <th>衛生管理者の数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>吉田事業場</td> <td>部局ごとに1人以上</td> </tr> <tr> <td>病院事業場</td> <td>6人以上</td> </tr> <tr> <td>宇治事業場</td> <td>部局ごとに1人以上</td> </tr> <tr> <td>桂事業場</td> <td>4人以上</td> </tr> <tr> <td>熊取事業場</td> <td>1人以上</td> </tr> <tr> <td>犬山事業場</td> <td>1人以上</td> </tr> <tr> <td>大津事業場</td> <td>1人以上(衛生推進者をもって代えることができる。)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(備考) 吉田事業場、病院事業場、宇治事業場及び桂事業場の衛生管理者のうち、1人は専任とし、1人は衛生工学衛生管理者免許を有する者とする。</p>	事業場の区分	衛生管理者の数	吉田事業場	部局ごとに1人以上	病院事業場	6人以上	宇治事業場	部局ごとに1人以上	桂事業場	4人以上	熊取事業場	1人以上	犬山事業場	1人以上	大津事業場	1人以上(衛生推進者をもって代えることができる。)	<p>別表第1 (第11条関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>部局の教職員数</th> <th>衛生管理者の選任数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～49</td> <td>1人</td> </tr> <tr> <td>50～149</td> <td>2人</td> </tr> <tr> <td>150～299</td> <td>3人</td> </tr> <tr> <td>300～449</td> <td>4人</td> </tr> <tr> <td>450～599</td> <td>5人</td> </tr> <tr> <td>600～749</td> <td>6人</td> </tr> <tr> <td>750～899</td> <td>7人</td> </tr> <tr> <td>900～1049</td> <td>8人</td> </tr> <tr> <td>1050～1199</td> <td>9人</td> </tr> <tr> <td>1200～1499</td> <td>10人</td> </tr> <tr> <td>1500～1799</td> <td>11人</td> </tr> <tr> <td>1800～</td> <td>12人</td> </tr> </tbody> </table> <p>(備考)</p> <ol style="list-style-type: none"> 部局において、衛生管理業務を主たる業務とする組織として、機構長が別に指定する組織があるときは、当該組織における都道府県労働局長の免許を受けた者又は安衛則第10条の資格を有する者の数を衛生管理者の選任数に加えることができる。 一の部局の衛生管理者が他の部局の衛生管理者を兼ねる場合の衛生管理者の選任数は、当該部局の教職員数を合計した数に応じた数とする。 	部局の教職員数	衛生管理者の選任数	1～49	1人	50～149	2人	150～299	3人	300～449	4人	450～599	5人	600～749	6人	750～899	7人	900～1049	8人	1050～1199	9人	1200～1499	10人	1500～1799	11人	1800～	12人
事業場の区分	衛生管理者の数																																										
吉田事業場	部局ごとに1人以上																																										
病院事業場	6人以上																																										
宇治事業場	部局ごとに1人以上																																										
桂事業場	4人以上																																										
熊取事業場	1人以上																																										
犬山事業場	1人以上																																										
大津事業場	1人以上(衛生推進者をもって代えることができる。)																																										
部局の教職員数	衛生管理者の選任数																																										
1～49	1人																																										
50～149	2人																																										
150～299	3人																																										
300～449	4人																																										
450～599	5人																																										
600～749	6人																																										
750～899	7人																																										
900～1049	8人																																										
1050～1199	9人																																										
1200～1499	10人																																										
1500～1799	11人																																										
1800～	12人																																										

改 正 前		改 正 後	
別表第2 (略) 別表第3 (第23条関係)		別表第2 (同 左) 別表第3 (第23条関係)	
事業場衛生委員会の名称	担当事務部等の名称	事業場衛生委員会の名称	担当事務部等の名称
吉田事業場衛生委員会	環境安全衛生部	吉田事業場衛生委員会	施設部
病院事業場衛生委員会	医学部附属病院事務部	病院事業場衛生委員会	医学部附属病院事務部
宇治事業場衛生委員会	宇治地区事務部	宇治事業場衛生委員会	宇治地区事務部
桂事業場衛生委員会	工学研究科事務部	桂事業場衛生委員会	工学研究科事務部
熊取事業場衛生委員会	原子炉実験所事務部	熊取事業場衛生委員会	原子炉実験所事務部
犬山事業場衛生委員会	霊長類研究所事務部	犬山事業場衛生委員会	霊長類研究所事務部
大津事業場衛生委員会	理学研究科事務部	大津事業場衛生委員会	理学研究科事務部